

兵庫県立自然公園条例の一部を改正する条例の概要

近年、自然公園については、原始的な自然環境を有する地域への利用者の立入りの増加、特定の野生動物の採取圧の増大、廃棄物の集積等に伴う自然生態系への悪影響が見られる。

また、社会経済状況の変化により、里地、里山、二次草原等の手入れが行き届かず、これらの二次的自然の荒廃が生じている。

このため、自然公園法が改正され、国立・国定公園における生物の多様性の確保を図るため、特別地域等における行為規制の追加並びに、利用調整地区、風景地保護協定及び公園管理団体制度の創設等の整備が行われるとともに、都道府県立自然公園条例においても同様の整備を行うことができることとされた。

これに伴い平成15年3月17日に兵庫県立自然公園の一部を改正する条例を制定し、つぎの整備を行ったところである。

特別地域内の行為の規制項目の拡充

県立自然公園の特別地域において知事の許可を要する行為として、次のものを追加した。

- (1) 土石等の知事が指定する物の集積等
- (2) 貴重な昆虫類等の知事が指定する動物の捕獲等
- (3) 貴重な湿原等の知事が指定する区域への立入り
- (4) その他の行為で政令で定めるもの

中止命令等の規定の拡充

特別地域の行為規制に違反した者に対してその行為の中止を命ずることができるようにするとともに、工作物等を承継した者に対して原状回復等を命ずることができることとした。

風景地保護協定制度の創設

知事、市町又は公園管理団体が土地所有者等と風景地保護協定を締結して、自然の風景地の管理を土地所有者等に代わって行うことができることとした。

公園管理団体制度の創設

知事が、風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理業務等を行う公園管理団体として民間団体を指定する制度を整備した。

罰金の額の引上げ

他法令との均衡を考慮して罰金の額を引き上げた。